

## 【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

## 4.撤去加算の申請時に必要となる写真 ①電気蓄熱暖房機

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

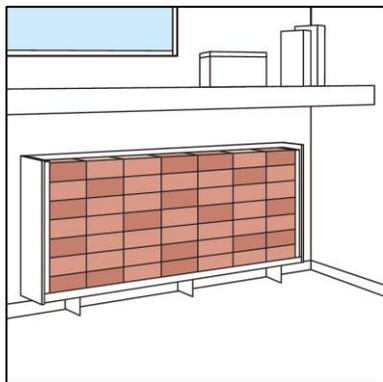
補助対象となる給湯器の設置に合わせて、既存住宅のリフォーム工事で「**電気蓄熱暖房機**」または「**電気温水器**」の撤去加算を受ける場合、撤去する機器の工事写真の提出が必要です。

撮影するタイミングや注意事項は、「電気蓄熱暖房機」「電気温水器」により異なります。

「**電気蓄熱暖房機**」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「**電気温水器**」の写真については、次ページをご確認ください。）

## 電気蓄熱暖房機

## 撤去【中】写真



## ◆撤去【中】に撮影

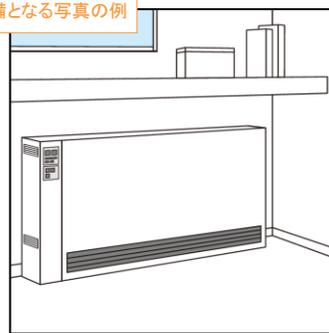
◀契約日が2024年11月21日\*1以前の場合のみ▶

◆工事日（撮影日）を入れた工事看板等\*2が必須

※撤去【中】写真の提出免除はありません。

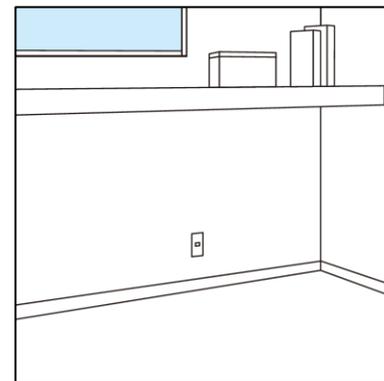
前面パネルがついたままの状態、レンガおよび中の構造が確認できない撤去【前】写真は、不備となります。必ず、撤去【中】写真を提出してください。

不備となる写真の例



✗ 前面パネルが付いた状態等、レンガや中の構造が確認できない

## 撤去【後】写真



## ◆撤去【後】に撮影

◆撤去【中】写真と同じ画角で撮影

※撤去機器設置場所の写真の提出免除はありません。

\*1 契約日および撮影日が2024年11月21日以前である場合は、着工日が2024年11月22日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

\*2 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。



**同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。**

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。

## 【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

## 4.撤去加算の申請時に必要となる写真 ②電気温水器

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

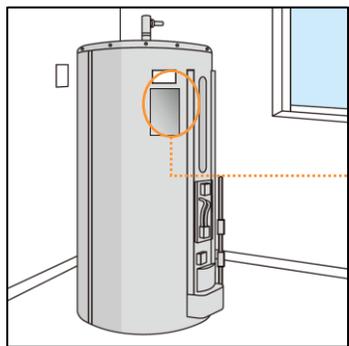
補助対象となる給湯器の設置に合わせて、既存住宅のリフォーム工事で「電気蓄熱暖房機」または「電気温水器」の撤去加算を受ける場合、撤去する機器の工事写真の提出が必要です。

撮影するタイミングや注意事項は、「電気蓄熱暖房機」「電気温水器」により異なります。

「電気温水器」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「電気蓄熱暖房機」の写真については、前ページをご確認ください。）

## 電気温水器

## 撤去【前】写真



- ◆ 撤去【前】に撮影
  - ◆ 新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合は、この写真を『給湯器本体の工事【前】写真』としても提出可
- ◀契約日が2024年11月21日\*1以前の場合のみ▶
- ◆ 工事日（撮影日）を入れた工事看板等\*2が必須
- ※ 撤去機器の写真の提出免除はありません。

## 撤去する電気温水器の銘板写真

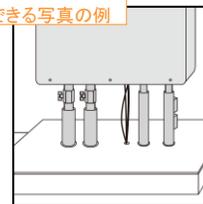


- ◆ 以下が確認できることが必要
    - ◇ 電気温水器であること
    - ◇ 製品型式（型番）
- ※銘板ラベルの写真の提出免除はありません。

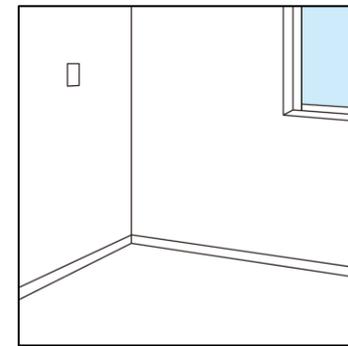
経年劣化等により銘板の文字が消えている等、電気温水器であることが確認できない場合は、以下の1)・2)いずれかの代替書類の提出が必要です。

- 1) 配管の本数が確認できる写真
- 2) 保証書

1) 配管の本数が確認できる写真の例



## 撤去【後】写真



- ◆ 撤去【後】に撮影
  - ◆ 撤去【前】写真と同じ画角で撮影
  - ◆ 新しく導入する給湯器と設置場所が同一の場合は、『給湯器本体の工事【後】写真』をこの写真としても提出可
- ※ 撤去【後】写真の提出免除はありません。

\*1 契約日および撮影日が2024年11月21日以前である場合は、着工日が2024年11月22日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

\*2 必ずしも工事看板である必要はありません（手書きの紙等でも可）が、画像編集により日付等を入れることは認められません。



**同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造（合成等）が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。**  
 交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。